

計算書類に対する注記(法人全体用)

1. 継続事業の前提に関する注記

該当なし

2. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・満期保有目的の債券 - 償却原価法
- ・上記以外の有価証券で時価のあるもの - 決算日の市場価格に基づく時価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ・減価償却資産 - 定額法
- ・リース資産
所有権移転ファイナンス・リース取引 - 定額法
所有権移転外ファイナンス・リース取引 - リース期間定額法

(3) 引当金の計上基準

- ・退職給付引当金
職員に対して将来支給する退職金のうち、法人の負担する大分県社会福祉協議会の退職共済制度掛金相当額を退職給付引当金に計上する。
- ・賞与引当金
職員に対して翌期に支給する賞与のうち、支給対象期間が当期に帰属する支給見込額を賞与引当金として計上する。

3. 重要な会計方針の変更

該当なし

4. 法人で採用する退職給付制度

- ・独立行政法人福祉医療機構社会福祉従事者共済制度
- ・大分県社会福祉協議会退職共済制度

5. 法人が作成する計算書類等と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) 法人全体の計算書類(第1号第1様式、第2号第1様式、第3号第1様式)
- (2) 事業区分別内訳表(第1号第2様式、第2号第2様式、第3号第2様式)
- (3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表(第1号第3様式、第2号第2様式、第3号第3様式)
- (4) 公益事業における拠点区分別内訳表(第1号第3様式、第2号第2様式、第3号第3様式)
- (5) 各拠点区分におけるサービス区分の内容
 - ア 法人本部拠点区分(社会福祉事業)
「法人本部」
 - イ 作業所「なかしま」拠点区分(社会福祉事業)
「なかしま」

- ウ 大分県点字図書館拠点区分(社会福祉事業)
「点字図書館」
- エ ホームしなのめ拠点区分(社会福祉事業)
「しなのめ」
- オ 点字印刷所拠点区分(公益事業)
「点字印刷所」

6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	21,734,615	0	0	21,734,615
建物	190,139,121	0	5,591,988	184,547,133
合 計	211,873,736	0	5,591,988	206,281,748

7. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し 該当なし

8. 担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりである。

土地(基本財産)	21,734,615円
建物(基本財産)	97,510,802円
計	119,245,417円

担保している債務の種類および金額は以下のとおりである。

設備資金借入金(1年以内返済予定額を含む)	5,985,000円
計	5,985,000円

9. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却 累計額	当期末残高
建物(基本財産)	267,739,451	83,192,318	184,547,133
建物	6,720,000	4,756,640	1,963,360
構築物	3,764,214	3,240,419	523,795
機械及び装置	9,446,760	6,641,856	2,804,904
車両運搬具	6,737,720	6,101,630	636,090
器具及び備品	15,494,940	13,190,635	2,304,305
預託金	5,690	0	5,690
有形リース資産	907,200	907,200	0
ソフトウェア	682,550	617,430	65,120
合 計	311,498,525	118,648,128	192,850,397

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

該当なし

11. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は、以下のとおりである。

該当なし

12. 関連当事者との取引の内容

関連当事者との取引の内容は次のとおりである。

該当なし

13. 重要な偶発債務

該当なし

14. 重要な後発事象

該当なし

15. 合併及び事業の譲渡若しくは事業の譲受け

該当なし

16. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし